

自動振込サービス規定（定額自動送金）

第1条（振込指定項目の届出）

自動振込サービスのお取扱いに際し予め開始年月・終了年月・振込月・振込日・振込金額・受取人等を指定のうえ当金庫へお届けください。

当金庫は、指定された振込日に振込金額を指定口座から引落しのうえ受取人へ振込いたします。この場合、預金引落通知、または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

第2条（手数料）

このお取扱いに際し、当金庫所定の手数料をいただきます。手数料改定の際は改定日以降新手数料をいただきます。

なお、改定内容は店頭、または当金庫ホームページに掲載し、個別の通知は省略させていただきます。

第3条（振込日）

振込日が休日の場合は、表記の選択に従い処理いたします。

なお、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって振込日といたします。

第4条（振込金額）

振込金額は毎月一定金額、または各月指定の金額といたします。

第5条（指定口座からの引落し）

(1) 指定口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。

なお、振込手数料についても同様の方法により処理いたします。

(2) 指定口座の残高が、振込日において振込金額と振込手数料の合算額に満たないときは、特に通知はせずにその月の振込は取り止めいたします。

なお、振込日に指定口座の残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。

(3) 通信機器、回線の障害等、やむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫はその責任を負いません。

第6条（振込の取り止め）

振込を取り止める場合は、直ちに当金庫へ届出のうえ所定の手続きをお取りください。

なお、お届出前の振込について当金庫はその責任を負いません。

第7条（振込の取消し）

振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない際は、その月の振込は取り止めたものとして処理する場合があります。

第8条（解約）

(1) 表記に終了年月の記載がある場合は、その終了年月の到来をもって終了いたします。

(2) 指定口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。

(3) 一定期間お振込みが不能など、当金庫が必要と認めた場合はいつでも解約できるものとします。

なお、これらの場合解約通知は省略させていただきます。

第9条（規定等の準用）

本規定に定めない事項については、指定口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、振込規定、当座勘定規定及び当座勘定貸越約定により取扱います。

第10条（既定の変更等）

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭、または当金庫ホームページに掲載し公表することにより変更することがあります。

第11条（準拠法・管轄）

本契約の契約準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫(本店)の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。